

令和 6 年度介護職員等処遇改善加算等に係る実績報告書の 提出について

【対象：京都市を除く府内市町村に所在する介護保険事業者】

令和 6 年度に介護職員等処遇改善加算等を算定された事業者の方は、どのような賃金改善を実施したかなどについて報告していただく必要があります。

つきましては、下記にご留意の上、必要書類を提出していただきますようお願いします。

記

1. 提出書類

- ・ 令和 6 年度介護職員等処遇改善加算等実績報告書（別紙様式 3）※押印不要
- ・ 令和 6 年 3 月時点で加算を未算定の事業所が、令和 6 年 6 月以降、新規に新加算Ⅲ又はⅣを算定する場合は、（別紙様式 7）を使用することも可能。
- ・ 提出書類の様式は、京都府ホームページからダウンロードしてください。

【京都府 HP】：<https://www.pref.kyoto.jp/jigyousho/tokuteishoguukaizen.html>

2. 提出期限

令和 7 年 7 月 3 1 日（木）

※ 令和 6 年度中に事業所を廃止又は休止した場合を除き、介護職員等処遇改善加算等計画書における賃金改善実施期間にかかわらず、令和 6 年度分として上記期限での提出が必要です。

3. 提出方法

（1）事業所所在地を所管する保健所企画調整課への持参又は郵送

（各保健所提出窓口一覧参照）

（2）電子申請・届出システムによる電子申請

システムを使用する場合は、申請届出メニュー「5. 加算に関する届出」より提出願います。

【注意事項】

・（1）（2）のどちらの提出方法であっても、事業者が複数の事業所を有する場合、所管する保健所が複数にまたがる場合は、事業所を所管する各保健所にそれぞれ提出が必要となります。

（例）事業所を所管する保健所が A 保健所と B 保健所にまたがる

（1）A 保健所と B 保健所の両方に持参又は郵送

（2）システム内の「届出者情報入力」で「事業所」欄を記入する際、

・ A 保健所に提出→事業所の名称等を A 保健所が管轄する事業所名を記入

・ B 保健所に提出→事業所の名称等を B 保健所が所管する事業所名を記入

・（2）の提出方法で、複数事業所を有するが所管する保健所が 1 つの場合は、システム内の「届出者情報入力」において、実績報告書に記載した事業所のうち、所管の保健所圏域に所在する事業所名を 1 つだけ記入し提出してください。

- ※ 複数事業所のうち、一部が京都市内に所在する場合は、別途京都市に提出する必要があります。詳細は、京都市介護ケア推進課ホームページをご確認願います。
- ※ 保険医療機関等のみなし指定の事業所については、京都府高齢者支援課までご提出ください。
- ※ 地域密着型サービス事業所を有する事業者は、所管する各市町村担当課に確認願います。
- ※ 本報告書の提出に対し、京都府から受理通知等は発行いたしません。

4. その他

- ・ 介護職員等処遇改善加算に係る相談窓口
 - ▶ 株式会社 エイデル研究所
- (受付時間) 平日 10 時 30 分～16 時 30 分 (連絡先) 075-253-0201